

平成 26 年度事業経過報告

一 制度対策に関する活動状況

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

(「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信)

(1) 2014 日調連公開シンポジウム「土地境界紛争が起きない社会」の開催

平成 26 年 11 月 14 日に、「よみうりホール」(東京都千代田区)において、「境界紛争ゼロ」を目指し、土地家屋調査士が果たす役割を「境界紛争ゼロ宣言!!」のスローガンと共に社会全体に発信することを目的として、2014 日調連公開シンポジウム「土地境界紛争が起きない社会」を開催した(後援:法務省、国土交通省、司法支援センター、公益財団法人東京財団、一般社団法人不動産流通経営協会、一般財団法人日本ADR協会、地籍問題研究会)。

(2) 日調連主催「実務講座」～土地境界実務～の開催

平成 26 年 12 月 14 日から同月 16 日まで「晴海グランドホテル」(東京都中央区)において、各土地家屋調査士会の業務・研修担当者を中心に計 97 人の受講者を集め行った。

土地家屋調査士が専門資格者として社会的な存在意義を発揮していくに当たって、「土地境界問題」は、その中核をなす大きな課題であると同時に、土地家屋調査士を「土地境界の専門家」として確立していくことが重要な課題であり、そのためには、関連する諸能力の向上が必要となることを踏まえ、それらの諸能力を獲得するための方向性を明らかにしていく研修内容として実施した。

2 土地家屋調査士制度改革の推進

(法改正、業務拡大、受託環境整備等)

それぞれのテーマに合わせた P T を組成し、協議、検討、対応を行ってきたところである。

(1) 法整備WG

法務委員会及び法改正対応 P T における円滑かつ効率的な会議運営に資する上から、平成 25 年度に制度対策本部の中に新設した法整備WGにおいて、平成 26 年度も引き続き、使用人土地家屋調査士について検討した。

使用人土地家屋調査士については、平成 20 年 12 月 19 日付け日調連発第 317 号をもって各土地家屋調査士会長あてに「土地家屋調査士法人の使用人調査士に関する見解」(連合会長見解)を示していたところ、近年、各土地家屋調査士会から土地家屋調査士法人関係で様々な照会が寄せられていること、土地家屋調査士法人における社員と使用人土地家屋調

査士の違いが明確に認識されているとはいえない現状が散見されることから、土地家屋調査士法人について、潜在的な問題も危惧されるため、連合会長見解に対する「土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する解説（案）」を作成し、法務委員会を開催して意見を求めて精査した。

(2) 土地家屋調査士の保有する業務情報公開システムについて

「土地家屋調査士が保有する業務情報の公開」については、具体化を図るべく、関連企業との打合せや情報収集を行い、課題となる事項や公開項目の検討を重ねてきた。

平成 26 年度末期には、理事会において、システムの説明（デモムービー版）を行い、システムモデルの検討を行ってきたところであり、今後の実証実験、検討については平成 27 年度の事業としている。

(3) 業務受託環境の整備への対応（業務受託環境整備 P T）

社会事業部を事務主管として、全国土地家屋調査士政治連盟及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との連携を図りながら、各省庁からの発注となる委託事業等に関する情報収集に努め、各土地家屋調査士会に対し、情報の提供を行った。

また、平成 25 年度から引き続き、各土地家屋調査士会からの入札に関する情報を基に、官公署に対して土地家屋調査士制度について啓発を行い、適正な業務受託環境整備に努めた。

3 資格者制度の改変に関する情報の確実な捕捉と適切な対処

（権限委譲、規制改革、T P P 等）

(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法施行に伴う対応について

① 「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」の公表について

平成 27 年 2 月 26 日付けをもって、総務省、国土交通省から告示第 1 号として、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が公表されたのを受け、同日付け日調連発第 319 号をもって、指針中、同法第 7 条第 2 項の「協議会の構成員」及び第 9 条第 2 項の「立入調査の委任」で土地家屋調査士の活用が図られていることに触れながら、各土地家屋調査士会長あてに通知した。

② 空家等対策の推進に関する土地家屋調査士の活用方の周知について

平成 27 年 3 月 9 日付け日調連発第 336 号をもって、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」において、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 2 項の「協議会の構成員」及び同法第 9 条第 2 項の「立入調査の委任」において、土地家屋調査士を活用することが示唆されていることに触れ、積極的な活用を求めるお願いの文書（モデル）を発信するとともに、同法成立に至る過程における参議

院附帯決議を添付し、土地家屋調査士政治連盟との連携を図りながら、各地域の関係自治体への早急なる周知と対応方についての文書を各土地家屋調査士会へ発信するとともに、全国土地家屋調査士政治連盟に対してもこの旨周知した。

(2) 所有者（管理者）不明土地の対応に関する調査について

隣接土地所有者不在対応策として、平成 27 年 1 月 30 日付け日調連発第 288 号をもって各土地家屋調査士会へ標記調査を実施した結果、全国から合計約 280 件近くに上る様々なケースの案件を報告いただいた。

今後、調査結果を検討の上、本件対応策の協議を進めていく予定である。

(3) TPP の動向について

TPP については、政府主催の説明会へ継続的に参加し、「越境サービス分野」についての交渉の経過について、その動向を注視しているところであり、今後も引き続き、資格者の相互認証等関係分野の動向について情報収集を行う。

4 制度対策戦略会議の有機的活用

土地家屋調査士業務と制度を取り巻く諸情勢の中で、連合会が行う諸施策に対しての在るべき方向や具現化のための戦略的な検討を行うため、主に正副会長において会議を開催するほか、土地家屋調査士制度の将来と研修体系に関する検討（制度対策関連会議「制度の将来と研修体系を考える会議」）及び政策要望案策定に関する検討（制度対策関連会議「政策要望案策定」検討チーム会議）など、柔軟な活動を行った。

5 東日本大震災の復興支援と防災体制の強化

東日本大震災発災において、連合会と被災会の対応及び法務省、法務局や関係省庁との打合せなど土地家屋調査士が専門家として行った様々な動きについて整理し、後日の記録とする「記録誌」を作成することとし、発刊を平成 27 年度とした。

6 国際化への対応及び学識者との共同研究の強化

(1) FIG Working Week2014（マレーシア、クアラルンプール）への参加と論文発表

連合会から派遣した研究員が「日本における青年測量者グループ形成と教育制度」のテーマで研究発表を行うほか、世界の地籍制度の実情について情報交換を行った。

(2) 第 9 回国際地籍シンポジウムへの派遣と論文発表について

国際地籍学会が主催する第 9 回国際地籍シンポジウムが下記日程等で開催され、連合会から、会長をはじめ関係役員と当日の論文発表者（6 名）が出席した。

日 程：平成 26 年 8 月 26 日～27 日

場 所：韓国ソウル 貿易センターコエックス (COEX)

(3) 韓国訪問団の応対（平成 27 年 3 月 11 日～13 日）

日本の地籍制度の研究・調査を目的として、韓国から大韓地籍公社を通じて、国土交通部地籍再調査事業企画団課長を始め計 10 名の来訪があり、意見交換を行い、交流を深めた。

(4) 主に研究所役員が中心となり、地図・地籍に関する学会、団体等の主催する関連行事へ積極的に参加し、研究交流を深めた。

7 過去の研究所の研究成果の実現化へ向けた諸施策

「土地家屋調査士の専門性を生かした代理業務の制度化の研究」（平成 23～24 年度研究報告）の中で、制度化についての提言がなされた土地家屋調査士の「立会代理権」について、前述、制度対策関連会議「政策要望案策定」検討チーム会議の中で、政策要望や制度化までの検討事項など実現に向けた検討、課題等について議論を重ねた。

今後も引き続き検討を行っていく予定である。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備

次の①から⑨の諸規程について、一部改正を行うとともに、連合会諸規程集（平成27年2月作成）を発行し、各土地家屋調査士会へ送付した（平成27年3月25日付け日調連発第347号）。

① 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正

第 71 回定時総会において、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連特定認証局」という。）の民間認証局への移行及び日調連特定認証局の閉局に伴う「特定認証局特別会計」の名称、目的及び支出に関する規定の変更並びに「大規模災害対策基金特別会計」に関する規定の追加等を目的として一部改正を行った。

② 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）の一部改正

平成24年4月1日に施行された日本土地家屋調査士会連合会旅費規程（役員・職員）を1年間運用した結果について検証したところ、当初想定しなかった会務執行における役員への過度の負担が生じていることから、平成26年度第1回理事会において、一部改正を行った。

③ 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正

平成 26 年度第 1 回理事会において、役員の会務に相応する日額手当及び遠方地の役員に対する日額手当の変更等の一部改正を行った。

- ④ 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則、日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則、日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領、日本土地家屋調査士会連合会個人情報の保護に関する規則、土地家屋調査士登録事務取扱規程、日本土地家屋調査士会連合会会計規則、日本土地家屋調査士会連合会事務局規則及び本人確認情報記載項目モデルの一部改正及び日本土地家屋調査士会連合会電子証明に関する規則の新設

平成 25 年に開催された第 70 回定時総会において、連合会で運営を行っている特定認証業務を、民間が運営する認証局に委託できるよう行った日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正に伴い、平成 26 年度第 2 回理事会において一部改正又は新設を行った。

- ⑤ 日本土地家屋調査士会連合会共済会規則の一部改正及び日本土地家屋調査士会連合会共済会団体定期保険規約の廃止

第 70 回定時総会第 5 号議案「日本土地家屋調査士会連合会共済会事業である団体定期保険の廃止審議の件」が承認されたことにより、団体定期保険は平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止となり、残余財産が確定したことで、同保険のすべての事務が終了となったことから、平成 26 年度第 2 回理事会において規則の一部改正及び規約の廃止を行った。

- ⑥ 日本土地家屋調査士会連合会会館維持管理規程、土地家屋調査士会補助者規則モデル及び土地家屋調査士会職印証明書規程モデルの一部改正

平成 26 年度第 3 回理事会において、現状に即した整備を行う必要があることから、一部改正を行った。

- ⑦ 日本土地家屋調査士会連合会会計規則及び同情報公開に関する規則の一部改正

平成 26 年度第 5 回理事会において、特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく是正（財務内容等に関する書類の作成・公開に関する規定の整備）が求められており、また、適切な文言の整理を行う必要があることから、一部改正を行った。

- ⑧ 日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正

平成 26 年度第 5 回理事会において、広報員の任期について、現行は「就任したときから最初に開かれる定時総会の終了の時まで」となっているが、例年、役員改選後に一旦就任した者が、1 年後にも引き続き就任するということが通例となっていることから、実情に合わせるとともに、継続した広報活動及び情報収集のため、現在 1 年になっている広報員の任期を 2 年に変更する一部改正を行った。

- ⑨ 日本土地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則の一部改正

標記規則は、東日本大震災によって被災した被災者の生活の早期安定及び被災地の早期復興の実現に寄与することを目的として、「東北地方太平洋沖地震災害復興支援対策に関する規則」として設置され、継続して対応していく必要があることから、平成 25 年 3 月 31 日限りとしていた同規則を平成 27 年 3 月 31 日限りに延長し、名称も「日本土

地家屋調査士会連合会東日本大震災復興支援対策に関する規則」に改め、現在に至るものである。

現在、連合会においては、復興支援対策として国に予算要望を行っており、加えて、不動産登記法第14条地図作成作業の一類型として、被災地における地図修正にかかる平成27年度地図整備関係予算概算要求がされているところから、平成26年度第5回理事会において、同規則の失効期日を平成30年3月31日に変更する一部改正を行った。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能の検討

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応してきた。

また、「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」（平成24年3月26日付け日調連発第449号、平成26年3月31日付け日調連発第360号）に掲載している事例のうち、解散した土地家屋調査士法人の社員が清算終了までに業務の依頼を受けることについて、取扱いを改めた。なお、各土地家屋調査士会へは、平成26年8月26日付け日調連発第145号で、同事例集の差替えの連絡を行った。

さらに、土地家屋調査士会における会員指導の際の一層の活用を目的として、各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を取り上げ、同照会回答事例集に新たな事例として追加したものを作成した。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第39条の2に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めた（平成26年6月24日付け日調連発第84号、平成26年12月2日付け日調連発第240号で関係資料を参考送付した。）。

(4) 土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士について

制度対策本部の中に設置されている法整備WGにおいて「土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士に関する解説（案）」を作成した。

なお、詳細については、制度対策本部の2の(1)の報告のとおりである。

(5) 大規模災害対策に関する検討

首都直下地震の発生が危ぶまれており、発生した際、連合会の会務運営が困難になる事態が想定されることから、災害時においても基本的な会務の運営が維持できる態勢を構築するため、前期総務部において作成した「日本土地家屋調査士会連合会災害・危機管理対策マニュアル」（平成24年3月21日付け日調連発第361号）に基づき、具体的な防災計画を検討した。

災害時に連合会の事務が一時的に機能しなくなった場合に備え、平成27年1月27日に、埼玉及び京都の両土地家屋調査士会とバックアップ本部設置の基本協定を締結した。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会組織、会務運営の体制等について適宜見直しを行った。

また、首都直下地震の発生に備え、連合会が被災した場合の対応について検討を行った（上記1(5)参照）。

3 オンライン登記申請への対応

オンラインによる不動産の表示に関する登記の申請における法定外添付情報の原本提示を不要とする取扱いについては、従前から要望を続けてきたところであるが、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月1日付け各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を受け、連合会から、オンライン登記申請の促進策として法務省民事局民事第二課に重ねて要望し、協議を進めてきたところ、同課から平成27年4月3日に、法務局及び地方法務局あてに、対象とする法定外添付情報を示した事務連絡文書が発出され、同年6月1日から運用が開始されることとなった（平成27年4月6日付け日調連発第9号）。

また、セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書を用いたオンライン登記申請を行うために必要なパソコンの環境設定等に関して、会員が円滑に行えるよう情報提供を行った。

4 特定認証局の運営に関する事項

(1) 日調連特定認証局の運営に関する事項

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行を開始した平成26年10月30日をもって、日調連特定認証局における電子証明書（ICカード）の発行を停止した。

同認証局は、閉局の事前準備として、同認証局において発行した有効な電子証明書のすべての一括失効手続を、平成27年2月20日から同月27日に行い、同年3月15日をもって閉局した。

(2) セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書発行状況

平成26年10月30日から、セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行を開始した。

また、セコムパスポート for G-ID 認証サービスへの移行が円滑に進められるよう、委託業者のセコムトラストシステムズ株式会社のみならず、主務省や指定調査機関等とも協議、打合せの上、移行作業を進めた。

5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報の連合会ホームページへの掲載について、平成26年7月1日から運用を開始した。

6 会館の維持管理に関する事項

連合会会館(土地家屋調査士会館)及び賃借している貸事務所の適正な維持管理に努めた。

7 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応

総務省が主管する「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく、同民間法人の適合状況の調査及び適合に向けた是正要請への対応を進めた。

是正を求められている「役員(理事)への当該業種(土地家屋調査士)の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者(以下「外部理事」という。)の登用」については、平成27年定時総会において、会長が指名して選任される者を外部理事とし、その候補者について、平成26年度第5回常任理事会において審議し、同候補者の内諾を得て、平成26年度第5回理事会において報告を行った。

8 その他

(1) 登録事務

① 土地家屋調査士の登録等件数

新規登録 379 件、会変更登録 45 件、事項変更登録 1,336 件、登録の取消し 502 件、土地家屋調査士登録証明書発行 1,280 件。

② 土地家屋調査士法人の届出等件数

成立の届出 21 件、会変更の届出 0 件、従たる事務所設置の届出 17 件、その他の変更の届出 155 件、解散の届出 9 件、清算終了の届出 6 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書発行 33 件、土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書発行 97 件。

③ 登録審査会

平成 26 年 8 月 31 日現在において、土地家屋調査士法第 16 条第 1 項第 1 号に該当する者は 100 名であった。その後、再入会した者が 1 名、業務廃止等の手続を採った者が 58 名で、残り 41 名について、登録審査会(平成 26 年 12 月 12 日開催)に諮り、内 40 名については「登録取消相当」との議決に基づき、平成 26 年 12 月 12 日付けでその登録を取り消した。

なお、残り 1 名に関し、第 1 回聴聞において意見陳述があったことを受けて、登録審査会では、平成 27 年 3 月末日まで同人の登録の取消しを猶予したが、再入会の手続がされず、平成 27 年 4 月 1 日付けでその登録を取り消した。

(2) 大規模災害対策基金の募集

大都市圏の直下型地震や広範囲にわたる巨大地震等予期せぬ災害に備え、土地家屋調査

士会員及び土地家屋調査士会が地域住民からの要望に応えられる事務所機能の維持を図るため、平成26年度の大規模災害対策基金への募金計画として、会員1人当たり、概ね1,000円に相当する額を目標とする募金協力を各土地家屋調査士会へ依頼した（平成26年9月18日付け日調連発第168号）。

(3) 「土地家屋調査士制度発祥の地」碑の移設

平成6年10月3日に松本市に建立された「土地家屋調査士制度発祥の地」碑は、松本市市民会館前市有地「ライラック公園内」に設置され、平成13年に、松本市総合体育館敷地内へ移設された。その後、より一層の土地家屋調査士制度啓発に資する場所への移設を要望する声が寄せられていたところ、この度、長野県土地家屋調査士会の協力の下、松本市の許可を得て、平成26年12月5日に松本市総合体育館東南植込付近に再度移設し、同月8日に披露の会を挙行了。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 中長期的な財政計画の検討

会員数の動向及び今後における連合会事業の方向性を斟酌しつつ、一般会計及び特別会計における中長期的なシミュレーションをする中において、連合会財政の在り方を検討した。

(2) 予算執行の適正管理

効率的な会務運営を行うため、平成26年度予算に則り、計画的な予算執行について管理した。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

第29回写真コンクール及び第29回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会を開催するとともに、第30回写真コンクール及び第30回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会についても検討し、親睦事業の在り方及び新たな親睦事業について検討した。

① 第29回写真コンクール

40名69作品の応募の内、入賞及び入選作品を第71回定時総会会場において展示し、会報8月号（No.691）に掲載して発表した。

② 第29回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会

ゴルフ大会は、愛媛会（四国ブロック協議会）の協力の下、平成26年10月6日に、

愛媛県松山市のエリエールゴルフクラブ松山において開催し、103名が参加した。また、観光には14名が参加した。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業への支援

賠償責任保険、測量機器総合保険、所得補償保険及び団体総合生活補償保険等、既存保険の加入促進を図り、計画的に共済会事業を支援した。

なお、賠償責任保険については、被保険者が土地家屋調査士業務を遂行する上で、被保険者の求めに応じて立会人等となった関係者に人身事故が発生し、身体に障害を被り、同人が通院、入院、重度の後遺障害の固定化（被るおそれのある場合も含む。）又は死亡について、保険会社の同意の下に、被保険者が負担することとされる治療費等の支弁を補償する「被害者治療費用等補償特約」を、平成27年4月1日以降に開始する同保険から導入することとした。このことは、土地家屋調査士の調査権限強化方策の一環である。

(3) 土地家屋調査士国民年金基金への加入の促進

土地家屋調査士国民年金基金が実施している加入拡大キャンペーンをEメールマンスリーへ掲載する等して加入促進を図った。

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能確保の検討

全国的に均一化された良質な土地家屋調査士業務を提供するための会務運営（指導・連絡、広報、研修）の環境の維持及び整備等を目的に、土地家屋調査士会の財政状況に応じた事業助成を行うことについて、平成26年4月30日付け日調連発第41号をもって通知の上、同年6月30日付け同第92号をもって対象となる土地家屋調査士会や助成金の上限等を連絡し、同年11月30日までに、当該土地家屋調査士会10会すべてに助成金総額9,725,175円を交付した。

また、助成金の執行状況の確認、今後における本事業をより効果的なものとするための改善点や要望等の聴取等を目的として当該土地家屋調査士会から提出された報告書について、精査・分析を行った。

4 その他

(1) 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正

平成24年4月1日に施行した日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の運用結果を踏まえた改善を行うという趣旨（平成25年度検討）に則り、同旅費規程の一部改正を行った（平成26年7月1日施行）。

(2) 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程の一部改正

遠方地の役員の負担軽減及び会務に相応する給与への改善を目的とした手当の増額・変更を行うという趣旨（平成25年度検討）に則り、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規

程の一部改正を行った（平成 26 年 7 月 1 日施行）。

(3) 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」に基づく是正要請への対応に係る財務内容等に関する書類の作成・公開に関する規定の整備及び現状に則した条文修正等を主とした日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正を行った（平成 26 年 12 月 12 日施行）。

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 「調査・測量実施要領」に関する事項

標記事項に関する各土地家屋調査士会等からの照会等に適宜対応しており、平成 26 年度における対応総数は 14 件（平成 27 年 3 月 31 日現在）となっている。

(2) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項

標記報告書作成ソフト等に関する各土地家屋調査士会等からの照会等に適宜対応しており、対応数は約 108 件（平成 27 年 3 月 31 日現在）となっている。

また、会員の利便性向上と各土地家屋調査士会における照会等の負担軽減を図るため、標記報告書作成ソフトについての問合せをまとめた「Q & A」を連合会ホームページに公開する予定とし、「Q & A」を作成した。

2 筆界特定制度に関する事項について

(1) 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの連携

筆界特定の際に、境界標設置へ繋がる枠組みとして、会員の業務内容や土地家屋調査士会ADRとの連携に関し、課題と方向性について検討している。

(2) 筆界特定制度に関する研修の実施

各土地家屋調査士会で取り組める研修の企画及びその取組みを進めるため、研修要領を基にしたモデル研修会を平成 28 年度に実施する予定とした。

また、研修内容については、研修要領が作成されてから検討することとした。

(3) 研修要領（モデル）の作成

「境界鑑定講座及び筆界特定制度実態調査集計報告書」を基に、筆界特定能力と説明力量の保持と向上のため、必要とされる習熟内容や項目の検討及び主催運営手順等を検討し、各土地家屋調査士会等での研修会を支援する方向性につき検討した。

研修要領（モデル）は、平成 27 年度に検討し作成することとした。

(4) 筆界特定に関する情報の取りまとめ

平成26年3月14日付け日調連発第340号「境界鑑定講座及び筆界特定制度の実情に係るアンケート」を集計及び分析し、「境界鑑定講座及び筆界特定制度実態調査集計報告書」を、平成27年3月9日付け日調連発第333号において、各土地家屋調査士会に送付した。

また、同報告書を基に、(3)研修要領(モデル)の作成と(2)筆界特定制度に関するモデル研修会の実施に必要な課題内容等の特定を進めている。

3 登記測量に関する事項について

(1) 登記基準点についての指導・連絡

① 認定登記基準点に関するブロック協議会での研修会への参加

各土地家屋調査士会において、認定登記基準点の設置、申請、管理を指導する登記基準点委員会等の組織化へ繋げてもらえるよう、その中心となる指導的人材の育成を目指し、各ブロック協議会で認定登記基準点に関する研修会を行う際に、登記基準点評価委員を派遣して説明指導し、平成27年3月3日に開催された近畿ブロック協議会の研修会をもって、本事業を終了した。

各ブロック協議会において、認定登記基準点の設置、申請、管理の指導等に関する内容及び平成26年7月に施行された「登記基準点測量作業規程運用基準及び登記基準点認定規程の一部改正」について説明を行い、参加者から寄せられた質問事項について回答した。認定登記基準点設置に向けての質問等に対し、現状の問題点や今後の課題を挙げ、連合会としての考え方を示すことができた。

本研修の受講者の中から人材を選定し、指導者の養成講座を実施することとし、平成27年度に検討していくこととした。

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターの連携

日調連データセンターシステム（試行的な認定登記基準点の位置情報の公開 (<http://www.chousashi.org/kizyunten/v2map.htm>)）の維持管理をしている。

また、各土地家屋調査士会で公開を目指していたデータの一部につき、連合会システムで公開することについて協議している。

(3) 会員技術向上参考資料の作成

会員の実務に役立つ重ね図技術の普及のため、「『重ね図』作成手引書」を作成し、平成27年4月3日付け日調連発第6号において、各土地家屋調査士会に送付した。

(4) ネットワーク型RTK及び各種計測手法の実例調査と登記計測における利用検討

ネットワーク型RTK観測法を不動産の表示登記において一層の活用を図りたく検討することとなり、これまでの活用事例、実証結果などを集約し、登記実務協議における資料として使用を予定している。

そのため、各土地家屋調査士会に向け、所属会員の活用事例、実証結果、課題等について調査を行うこととし、調査時期については、平成 27 年 5 月から 6 月頃に案内し、9 月頃までに提出いただく予定として作業を進めている。

4 土地家屋調査士調査・測量実施要領の改訂

(1) 執務規程及び調査・測量実務要領の作成

平成 25 年 3 月 21 日付け日調連発第 355 号に基づき各土地家屋調査士会から寄せられた意見等を検討し、執務規程と標記実務要領の素案を作成するための協議をしており、平成 27 年度の検討作業に繋げることをしている。

5 不動産登記規則第 93 条不動産調査報告書の改定

平成 26 年 9 月 19 日付け日調連発第 173 号において、中間検討（案）を各土地家屋調査士会に示し、同年 11 月 28 日を回答期限とした意見照会を取りまとめた。

平成 27 年 6 月に開催される定時総会に様式改定を示すことができるよう、現在、取りまとめた意見を基に修正作業を行っている。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施

(1) 専門職能継続学習の運用

- ① CPD 管理システムの更新版プログラムは、平成 26 年 11 月 12 日付け日調連研発第 81 号文書において、各土地家屋調査士会へ CD-R を発送した。
- ② 土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会において、各土地家屋調査士会から寄せられる研修科目や CPD の運用上の質問や問合せ、CPD ポイントの取得の促進と活用、研修に対する意識向上などについて、有識者の委員を交えて協議した。
- ③ CPD ポイントの情報公開に向けて、公開方法等のモデル案を検討した。

(2) 新人研修の実施・検討

- ① 平成 26 年度土地家屋調査士新人研修の実施を各ブロック協議会に委託した結果、8 ブロック合計 378 名の申込みがあり、372 名が受講・修了した。
- ② 平成 27 年度土地家屋調査士新人研修の実施内容を周知するとともに、各ブロック協議会へ実施を委託した（平成 27 年 3 月 2 日付け日調連発第 323 号）。

(3) e ラーニングの拡充・整備と運用

- ① 拡充、整備の方法の一つとして外部業者へ作成を委託し、「業務に関連する関係法令の

分野」を中心に 18 本のコンテンツを収録した。

- ② 「土地家屋調査士基礎研修 民法相続法講義その 1 及びその 2」(コンテンツ 2 件) を公開した。
- ③ 平成 27 年 3 月 18 日、19 日に開催された「平成 25～26 年度研究所研究報告会」の収録を行い、コンテンツ化に向けて準備中である。
- ④ スマートフォンなど携帯端末での視聴について検討した。

2 研修体系充実のための企画と推進

(1) 研修ライブラリの運用・更新

新規に運用を開始した研修ライブラリは、平成 27 年 3 月 31 日現在、13 会から計 43 件の研修情報が登録されている。

(2) 研修用教材の運用・更新

- ① 会員必携については、全会員向けの「基本書」とするため、会員必携見直しWGが改訂作業を行い、連合会ホームページ(会員の広場)に公開した(平成 27 年 3 月 2 日付け日調連発第 322 号)。
- ② 講師団名簿については、平成 27 年度の見直しに対応するために内部講師の講師履歴等、より詳しい記載内容を紹介できるよう検討した。

3 土地家屋調査士特別研修の受講促進

(1) 連合会報、ホームページ等を利用した受講者の促進について

会報 7 月号 (No.690) から 10 月号 (No.693) まで、受講者の体験談を掲載した。

受講促進のためのパンフレット(電子データ版)を作成し、各土地家屋調査士会へ周知した。

(2) 第 11 回土地家屋調査士特別研修について

実施方針・実施計画を検討していく上で、過去の実施状況等について精査した。

4 ADR 認定土地家屋調査士研修の啓発

過去の研修実施状況を整理し、ADR 認定土地家屋調査士のための研修モデルを検討した。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 制度広報に関する事項

① 土地家屋調査士の日に関する啓発活動

ア Yahoo!不動産への広告掲載

平成26年7月14日～27日の期間、Yahoo!不動産トップセンターボックスへ広告の掲載を行った。期間中、同広告は約174万回表示され、その内2,076回クリックされた。

イ 特設ページの開設

平成26年7月11日～31日の間、連合会ホームページ内に「土地家屋調査士の日」に関する特設ページを開設し、プレゼント企画を行った。この企画に全国各地から6,694名の応募があった。第3回広報部会において抽選を行い、iPad Air 5名、旅行券3万円3名、QUCカード100名、地識くんシール500名の当選者を決定した。また、抽選結果等についてホームページにおいて報告した。

② 制度広報ツールの企画及び作成並びに発信

ア テレビ特別番組「境界をさがせ!～3人の土地家屋調査士たち～」の制作・放送

メディア等を利用した広報活動の一環として、土地家屋調査士の仕事や業務内容等を紹介するテレビ番組「境界をさがせ!～3人の土地家屋調査士たち～」を企画し、BSジャパン(BS7ch)にて放送した(平成27年2月28日(土)午後5時～同30分)。

イ 『境界紛争ゼロ宣言!!』ピンバッジの作成

『境界紛争ゼロ宣言!!』のPRのため、ピンバッジを作成し、第71回定時総会において、総会構成員に配付するとともに、会員向けに有償頒布を行った。

ウ 『境界紛争ゼロ宣言!!』ポスターの作成

『境界紛争ゼロ宣言!!』のPRのため、啓発ポスターを作成し、各土地家屋調査士会へ配付した(平成26年7月24日付け日調連発第116号)。

エ 『境界紛争ゼロ宣言!!』に係る看板設置

イベント等での使用を想定し、バナータイプの横断幕を作成して各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ送付した(平成26年10月8日付け日調連発第58号、平成27年1月20日付け日調連発第276号)。

また、静岡会の協力を得て、静岡会の会館に看板を設置した。

オ 『境界紛争ゼロ宣言!!』LEDライトキーホルダーの作成

『境界紛争ゼロ宣言!!』のPRのため、LEDライトキー

ホルダーを作成し、会員向けに有償頒布を行った。

③ 表示登記無料相談会等の実施

ア 全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施

7月31日の「土地家屋調査士の日」を中心として「全国一斉不動産表示登記無料相談会」の開催を企画し、平成26年7月から11月にかけて各土地家屋調査士会の協力を得て全国の556会場で開催され、電話による相談を含め608件の相談を受けた。

また、例年と同じく同相談会の開催PRを目的とした統一ポスターのデータを作成し、各土地家屋調査士会へ配付するとともに、開催費用として各土地家屋調査士会に助成を行った。

なお、相談会の結果について取りまとめを行い、連合会ホームページ（会員の広場）にて公開した。

イ G空間EXPO2014への参画

平成26年11月13日から15日まで日本科学未来館（東京都江東区）において開催されたG空間EXPO2014へ参画した。

連合会からは、11月15日に「地籍情報の共有化と一元化及び公開の有用性」というテーマでシンポジウムを実施し、200人を超える参加者があった。

ウ 伊能大図フロア展

平成21年から順次開催されている「完全復元伊能図全国巡回フロア展」について、連合会は中央実行委員会へ参画している。なお、同フロア展は、平成27年2月に開催された佐賀県唐津市をもって終了となった。

④ 土地家屋調査士白書の活用

平成26年3月に発行された『土地家屋調査士白書2014』を大学等をはじめ関係各所に配付した。

(2) 社会広報に関する事項

① 人材育成に関して教育機関等との連携

ア 明海大学不動産学部企業推薦特別入試

同学部との協定書に基づき、同学部への企業推薦特別入試についての募集記事を会報に掲載した（6月号・No.689、12月号・No.695）。

なお、同特別入試については、会員から出願推薦を受けた1名の推薦を行った。

イ 土地家屋調査士試験受験者アンケートの実施

土地家屋調査士試験の受験者の傾向を調査し、今後の受験者拡大へ向けての取組みへの資とするため、平成25年同様、各地の土地家屋調査士会の協力を得て、受験会場においてアンケートハガキの配布を行った。なお、集計結果については、Eメールマンスリー（Vol.157）及び会報（12月号・No.695）において報告した。

ウ 日本経済新聞への広告掲載

平成 27 年 3 月 22 日に日本経済新聞（全国版）の企画広告「士（サムライ）業を目指す」に他土業とともに資格の概要や試験スケジュールなどを紹介した全面広告を掲載した。

エ 土地家屋調査士試験受験者拡大啓発ポスターの制作

土地家屋調査士試験の受験者拡大へ向けた啓発ポスターを制作した。

② 寄附講座・出前授業・講演会・インターンシップ制度の推進及び支援

ア 寄附講座の開講状況に関するアンケートの実施

現在、同講座が開催されていない土地家屋調査士会についても、今後、機会があれば、地域の大学などとの連携が図られ、同様の取組みができるような環境づくりの支援のため、全国の開講状況に関するアンケートを行い、連合会ホームページにおいて公開した。

③ 防災に関する活動の推進及び連携

ア 海拔表示板設置事業の推進

土地家屋調査士制度のPRと社会貢献事業の一環として平成 24 年度から海拔表示板の設置事業を推進している。平成 26 年度においては、愛媛会、長崎会及び静岡会の協力の下、次のとおり海拔表示板の設置が行われた。

愛媛県宇和島市	3 か所
長崎県諫早市	7 か所
静岡県焼津市	14 か所
静岡県伊東市	11 か所

(3) 各土地家屋調査士会広報部との連携

東北・中部・四国の各ブロック協議会で行われた担当者会同等に、連合会から、担当役員が出向し、情報共有及び意見交換等を行った。

2 会報の編集及び発行に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報発信

会員の業務に参考になる情報を掲載することを目的として「事務所運営に必要な知識」を平成 26 年度も継続して連載した。

(2) 社会・経済情勢の変革が土地家屋調査士の制度と業務に及ぼす影響についての情報発信

土地家屋調査士を取り巻く社会的変容に対応するために、制度と業務に関連する各種シンポジウムや研究会に出席・取材し、情報の提供を行った。

(3) 土地家屋調査士会の実施する事業等についての紹介

各土地家屋調査士会で行われているシンポジウムや研修会等取材するなどして、情報

提供を行うとともに、各土地家屋調査士会で行われている特色ある取組みや名産、観光地などを紹介する「愛しき我が会、我が地元」を継続して連載した。

3 情報の収集に関する事項

(1) 土地家屋調査士制度に関する情報収集

土地家屋調査士の制度と業務に関連する地籍問題研究会やシンポジウム等に参加し、情報収集を行った。

(2) 国際的な視野での土地家屋調査士業務環境に関する情報収集

国際地籍学会が主催した第9回国際地籍シンポジウム（韓国）に参加するなどして情報の収集に努めた。

(3) 市場リサーチの分析と発信

平成25年度及び平成26年度に行った市場リサーチの分析を行い会報（3月号・No.698）において報告した。

(4) 災害復興に関する情報収集

東日本大震災からの復興に関し、継続して情報の収集に努めた。

4 東日本大震災への対応

東日本大震災の記録集の編集に際し、広報部の取組みとして「海拔表示板設置事業」を紹介する原稿を提出した。平成27年度発刊に関しては、広報的なサポートを行う予定である。

七 社会事業部関係

1 公共嘱託登記の環境整備に関する事項

(1) 嘱託登記業務発注の情報収集

公共嘱託登記関連業務について、各土地家屋調査士会等からの情報収集に努め、各土地家屋調査士会との連携を図った。

(2) 土地家屋調査士業務の啓発

情報収集の結果を基に、土地家屋調査士制度及び土地家屋調査士法に基づく適正な公共調達の在り方について官公署等へ啓発を行った。

また、新たに発注される官公署の入札条件について、土地家屋調査士制度、測量業との違いについて担当部署と協議を行った。

加えて、全国の土地家屋調査士会の協力の下、発注官公署の理解を得る努力を続ける中で、より適正な業務受託環境の整備に努めた。

2 地図の作成及び整備等に関する事項

登記所備付地図作成作業について、入札状況の情報収集及び調査を行い、各土地家屋調査士会等と協議を行った。

新たな10か年計画で実施される作業の仕様書、契約書、作業規程等の改善について協議を行うとともに、大都市における登記所備付地図作成作業については、東京、大阪、愛知、福岡、札幌の5会場において、各土地家屋調査士会の会員を対象とした説明会を行った。

また、日常業務の成果を活用した国土調査法第19条第5項による地図作りの全国展開を図るため、連合会ホームページにQ&Aや記載例を掲載した。

3 土地家屋調査士関連業務の拡大

関連する新たな業務として、ADR認定土地家屋調査士の活用も視野に入れながら、境界確認代理業務について研究した。

4 土地家屋調査士会ADRセンターの支援と将来構想に関する事項

日調連ADRセンターにおいて、岐阜会、和歌山会のADRセンターが裁判外紛争解決手続の認証申請をするための事前面談を行った。

また、全国の土地家屋調査士会に設置されているADRセンターが、広く国民に活用されるように、将来構想について検討を行った。

5 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

法テラス本部へ、2014日調連公開シンポジウムの後援依頼を行うとともに、各土地家屋調査士会及び各ADRセンターの広報を行った。

6 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

全国の土地家屋調査士会が取り組んでいる防災協力の情報を収集し、土地家屋調査士会が防災協力等で社会貢献に取り組めるよう連合会ホームページに掲載した。

八 研究所関係

平成25年度に策定したテーマの継続研究であるが、平成26年度の研究は、「境界紛争ゼロ宣言!!」を受け、国民に対する土地家屋調査士制度の役割について、将来を見越した中長期的なものを含め、より専門性を研鑽する必要性に重点を置いたテーマ設定として、①調査

能力、②測量技術、③法的判断能力をキーワードとした研究に加え、④東日本大震災の教訓、⑤諸外国の地籍制度、⑥地籍の世界標準化をキーワードとした研究の全6項目のテーマを設けて研究してきた。

研究体制については、会員研究員のみではなく、ほぼ全テーマに外部識者を研究員に任命し、より広い角度から研究成果が出せる形とした。

研究過程においては、最新測量機器に関する実証実験、法務局との協力による歴史的資料の収集活動、東日本大震災記録誌編集に担当理事が加わる等の連携、会員のオープン出席を認めた研究テーマ会議の開催、研究テーマの精通者の会議への招聘、研究員による会員への研究報告会の開催等々、内部の会議と在宅研究だけでなく、これまでにない様々な取組みを積極的に行いながら、研究報告に反映した。

また、会報誌でも研究内容に関して掲載を行うほか、広報関係の行事、関連行事などでも研究員が研究発表を行う機会を増やしてきたところである。

研究報告については、過日開催した平成25～26年度研究報告会における研究発表を経て、各研究員によって取りまとめられたところであり、これの公開については、土地家屋調査士会員が常に閲覧できる形とするため、連合会のホームページ「会員の広場」に掲載した。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 土地の筆界に関する鑑定理論・土地境界管理に関する研究

筆界に関する鑑定技法等を研究・発信することを趣旨とし、特に、土地家屋調査士法第25条第2項の研修は必須であるにもかかわらず、専門書が揃っていない現状を鑑み、全国の土地家屋調査士会が積極的に取り組み、専門組織の結成と専門書を揃え、揺るぎない専門家としての地位を確立する環境を整えるための研究を行った。

また、全国の各ブロック協議会に研究会を立ち上げ、第1ステップとして「地籍問題研究会の土地法制部門」として組織化することの提言を行った。

(2) 最新の計測機器を利用した土地家屋調査士業務の研究

地理空間情報活用推進基本法の理念に従い、UAV、QZSS等の最新計測機器を利用した世界測地系に基づく地積測量図の効率的な作成方法の確立及び眠っているモットアイ情報を利用したジオラマモデルの作成による山林地籍調査事業の効率化に向けた研究並びに国民の財産である不動産の管理をすることによる共有化及び多目的利用について、研究・検討を行ってきた。

(3) 筆界の判断基準と民法上の判断の整合の研究

筆界特定制度が創設され、紛争性のない安定した土地境界が、ある日突然、過去資料から筆界特定され紛争になるケースや、地図混乱地域において明らかに過去に現存した道水路が著しく移動していても、現地の占有状況により地図作成が行われるケース等が散見さ

れる中、このような矛盾をなくすため、民法上の取扱い及び不動産登記法上の手続の合法性を認めることが可能な制度の研究を行った。

(4) 東日本大震災の次世代への継承に関する研究

東日本大震災の際に経験した実務上の取扱い等を次世代に繋ぐ新たな不動産表示登記制度の研究を行った。

中長期的展望に立ち、土地家屋調査士制度の現状及び将来において実務に生きる研究並びに研究員の育成を行うものを目指して研究を行った。

2 世界の地籍制度に関する研究

(1) 諸外国の地籍制度等の実態に関する研究

近隣の韓国及び台湾並びにEU諸国や東南アジア地域を始めとする諸外国の地籍制度・登記制度等の研究を重ねている。

(2) 地籍管理に関する国際標準化についての研究

国際測量者連盟（FIG）が提唱し、ISO19152により承認された土地行政管理領域モデル（LADM）の日本における必要性及び土地家屋調査士との係りに関する調査研究並びに世界の地籍制度の国際比較を行うことにより、現在懸案となっているTPPとも絡め、日本における不動産表示登記制度及び土地家屋調査士制度の制度的意義を明らかにするための研究を行った。

(3) 自然災害等における非政府組織の国際協力のネットワークの確立

自然災害の復興支援において、土地又は地籍の管理データがいかに重要であるかを訴え、FIG、国連の外部団体等様々な非政府組織間の国際的な協力体制を可能とするネットワークの確立に関する研究、検討、対応を行った。

3 地籍に関する学術的・学際的研究及び地籍問題研究会との連携強化

これまで連携を図ってきた「地籍問題研究会」について、更に地籍学について連携を深めるとともにあらゆる学界（法学、地理学、測位学、情報工学等）と積極的に連携を深めてきたところである。また、同研究会における研究発表や共同研究について検討した。さらに、韓国で開催された地籍シンポジウムにも多数の研究員及び担当理事が研究発表を行い、国際的にも連携を深めた。

4 会長から付託された事項の研究（「課税台帳と登記簿の二元化解消の研究」）

東日本大震災の復旧の問題、廃屋の放置、過疎化、山林の荒廃等の社会問題の解決には現況を正確に把握し、管理が適切に行われることが重要である。土地及び家屋の課税台帳を現地及び登記簿と一致させることが、その解決の近道であることを、国民目線で必要性を問う

提案書を取りまとめた。

5 前年度研究成果の利活用について

制度対策本部において検討している立会代理業務、道路内民有地の取扱いについて、前研究員を交え協議を行ってきた。また、広報部を中心に対応した「G空間EXPO」へ前研究員を派遣し、研究発表を行うほか、地籍問題研究会の定例研究会においても、前研究員の研究発表等を行ってきた。

* 平成 25～26 年度研究所「研究報告会」の実施

研究所の活動について会員にも身近に感じてもらうため、平成 25～26 年度の研究テーマについて、聴講申込みのあった会員へ研究発表を行う形で、平成 27 年 3 月 19 日～20 日に、平成 25～26 年度研究所「研究報告会」を土地家屋調査士会館において実施した。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第 9 回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

土地家屋調査士が、土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を得るために必要とする土地家屋調査士法第 3 条第 3 項に規定する法務大臣が指定する研修（土地家屋調査士特別研修）として、平成 25 年度に実施した「第 9 回土地家屋調査士特別研修」の結果を踏まえ、平成 26 年 10 月 1 日に 220 名が同法第 3 条第 2 項第 2 号の認定を受け、合計の同認定者数は累計 5,630 名となった。

全会員 17,111 名に対し、累計の受講率は 44.2%、累計の ADR 認定土地家屋調査士の割合は 32.9%である。（平成 26 年 10 月 1 日現在）

2 第 10 回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理・実施

「第 10 回土地家屋調査士特別研修」は、平成 27 年 1 月 23 日に法務大臣から土地家屋調査士法第 3 条第 2 項第 1 号の研修指定を受け、全区分合計 232 名の受講者を対象として、同年 2 月 6 日から 4 月 4 日まで約 2 か月間にわたり本研修を実施した。